

関係団体への書面ヒアリングの概要

1. ヒアリング実施期間

令和 6 年 12 月 18 日～令和 7 年 1 月 31 日

2. ヒアリング方法

中間とりまとめ（令和 6 年 12 月 18 日公表）を送付し、書面での意見提出を依頼

3. ヒアリング対象団体

下記のとおり（計 25 団体）

【地方三団体】

- ・全国知事会
- ・全国市長会
- ・全国町村会

【教職員組合】

- ・日本教職員組合
- ・全日本教職員連盟
- ・全日本教職員組合

【教育委員会・教育長関係】

- ・全国都道府県教育委員会連合会
- ・指定都市教育委員会協議会
- ・全国市町村教育委員会連合会
- ・全国都市教育長協議会
- ・中核市教育長会
- ・全国町村教育長会

【PTA 関係】

- ・公益社団法人日本 PTA 全国協議会

【スポーツ関係】

- ・公益財団法人日本スポーツ協会
- ・公益財団法人日本パラスポーツ協会
- ・一般社団法人大学スポーツ協会
- ・公益社団法人全国スポーツ推進委員連合

【学校関係】

- ・全日本中学校長会
- ・全国特別支援学校長会
- ・全国特別支援学級・通級指導教室設置
学校長協会
- ・公益財団法人日本中学校体育連盟

【文化関係】

- ・全国中学校文化連盟
- ・一般社団法人全日本吹奏楽連盟
- ・一般社団法人全日本合唱連盟
- ・一般社団法人日本マーチングバンド協会

4. ヒアリングにおける提出意見

資料 1 - 2（意見概要）、参考資料 2（各団体からの提出意見本体）のとおり